

令和6年12月2日

人文社会科学研究所
博士前期課程1年生
博士後期課程1・2年生 各位

鹿児島大学大学院
人文社会科学研究所

長期履修学生制度について（在学生用）

鹿児島大学大学院人文社会科学研究所では、平成18年度から長期履修学生制度を導入しています。希望される方は、指導教員と充分相談の上、以下のとおり申請してください。

長期履修学生制度とは

職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）で修了することが困難な場合、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する制度。

対象者：

- (1) 職業を有している等の事情により、学習時間に制約があり、かつ修得できる単位数に制約があると認められる者
- (2) 在学中に発生した事情により、勉学意欲がありながら、予定していた学習が困難となり、標準修業年限での修了が困難と認められる者（留年等の救済措置は認められない。）
- (3) 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由その他の障害を有している者で、その障害により長期にわたり修学に重大な影響があると認められる者
- (4) 出産、育児又は親族の介護等により、修学に重大な影響があると認められる者

長期履修期間：

標準修業年限の2倍を超えない一定の期間（博士前期課程においては標準修業年限に1年または2年を加えた期間、博士後期課程においては標準修業年限に1年～3年を加えた期間。）

申請書配布期間：令和6年12月2日（月）～令和7年1月10日（金）

申請期間：令和7年1月9日（木）～令和7年1月10日（金）

提出書類：

<新規で長期履修を申請する者>

- (1) 長期履修学生申請書（様式第1号）
- (2) 長期履修学生を希望する理由書（様式第2号）
- (3) 履修計画及び研究計画書（様式第3号）
- (4) 在職を証明するもの（在職者のみ）

<長期履修の期間の変更（延長または短縮）を申請する者>

※但し令和7年3月修了への期間短縮は不可。

- (1) 長期履修学生変更申請書（様式第4号）
- (2) 履修計画及び研究計画書（様式第3号）
- (3) その他参考となる書類

提出先：法文学部大学院係

* 申請様式は、法文学部大学院係にて入手してください。

* 長期履修学生期間の授業料年額は、規定の授業料年額に標準修業年限数を乗じて得た額を長期履修学生として許可された在学年数で除した額となります。

法文学部大学院係